

温室効果ガス削減効果の高い水田輪作体系実装事業補助金
(バイオ炭の生産・施用に必要な機械の整備) Q&A
(令和8年10月)

問1 バイオ炭とは何ですか。

バイオ炭とは、もみ殻や木くずといった農林業などで出る未利用資源を、酸素の少ない状態でゆっくりと炭化処理して作られる「炭」のことです。土壌環境を改善したり、作物の生育を助けたりする効果があるため、環境にやさしい農業に役立つ資材として注目されています。詳しくは、宮城県バイオ炭の農地施用簡易導入マニュアルをご参照ください ([miyagi-biochar-manual-ver1.pdf](#))。

問2 補助事業者、補助対象の要件について教えてください。

県内の農業者等（農業者、法人、農業者の組織する団体及び任意組織）が、県内で排出される未利用バイオマス資源を原料として、バイオ炭を生産（・販売）したり、県産原料のバイオ炭を農地に施用したりする際に必要となる機械等の新規購入経費を補助します。バイオ炭の生産、施用以外が主目的となり得る、汎用性の高い機械については補助の対象外です。

生産したバイオ炭を生産者自身では農地に施用せず、他の県内農業者等に販売する場合や、購入した県産原料のバイオ炭を自身の農地に施用する場合も補助対象となります。

問3 補助対象となる機械にはどのようなものがありますか。

バイオ炭の生産、施用に係る機械の例として、くん炭の製造機、ストッカー、フレコン関連、散布機等が想定されます。運搬機については、バイオ炭の運搬専用として運用を限定することが可能なもののみが補助対象となります。

問4 いつ購入した機械が補助対象となりますか。

今年度は令和8年4月1日から令和9年2月28日までの期間に総費用の支払いが完了しているものが補助対象となります。期間内に総費用の支払いが完了していない場合は、補助対象外となります。

これから機械を導入する予定の場合は、令和9年2月28日までに納品が可能なことを確認の上、申請するようにしてください。

問5 今年度、国が実施する事業で、バイオ炭の生産等に必要となる機械・施設の導入費用の補助を受けている場合、重複して本事業を活用することはできますか。

国が実施する事業と重複して本事業を活用することはできません。万が一、重複して本事業を活用していることが明らかになった場合は、補助金の返還措置を行う場合があります。

問6 本補助金を活用する場合、バイオ炭の生産量（・販売量）、施用量、施用面積の目標値はありますか。

各項目の統一した目標値は定めていませんが、導入する機械の規格、能力を鑑みて著しく少量、小面積の事業計画の場合は、審査過程で補助対象外と判断する可能性があります。

問7 バイオ炭の農地への施用量の目安を教えてください。

一例として、令和8年度環境保全型農業直接支払交付金の「炭の投入」の取組では、10aあたり50kg以上（又は500L以上（施用する炭がもみ殻くん炭である場合に限る））を要件としています。

問8 別紙1—Aの事業計画の書き方を教えてください。

申請者が取組む項目について、補助事業年度及び3年後までの年度ごとの計画を記入します。例えば、これまでバイオ炭を購入して農地に施用していた申請者が、本事業でバイオ炭の生産に必要な機械を導入し、生産したバイオ炭（もみ殻くん炭）を自身の農地に施用するような計画の場合の記入例は以下のとおりとなります。

年度	バイオ炭の施用ほ場面積 (ha)	施用ほ場内訳 (品目名：面積 (ha))	バイオ炭のほ場への施用量 (/ha)	バイオ炭の生産量 (t 又は L)※	バイオ炭の販売量 (t 又は L)
補助事業年度 (令和8年度)	0.5 ha	水稲： 0.5 ha	5,000 L	0 L	-
補助事業年度の翌年度 (令和9年度)	2 ha	水稲： 2 ha	5,000L	10,000L	-
2年後 (令和10年度)	3 ha	大豆： 1 ha 水稲： 2 ha	5,000L	15,000L	-
3年後 (令和11年度)	4 ha	大豆： 1 ha 水稲： 3 ha	5,000L	20,000L	-

※もみ殻くん炭の場合、単位はLで記入

問 9 複数の機械の購入費用を合算して申請することはできますか。

合算して申請可能です。ただし、各機械の補助率は 1/2 以内とし、合算した金額の上限は 1,500 千円となります。

問 1 0 補助金が交付されるのはいつ頃になりますか。

本事業の補助金は、交付決定及び額の確定が完了次第交付となります。今年度は令和 9 年 3～4 月を目安に交付予定です。このため、バイオ炭の生産・施用に必要な機械の購入に係る総費用については、一時的に申請者が負担することとなります。ただし、事業遂行上必要な場合は、概算払による交付が可能です。

問 1 1 募集の締め切り日はありますか。

今年度の〆切日は令和 8 年 1 2 月 1 1 日としております。なお、予算の上限に達した場合は、募集期間に関わらず募集を終了します。

問 1 2 申請に関しての問合せ先はどちらか教えてほしい。

宮城県農政部みやぎ米推進課が窓口となりますので下記連絡先までご相談下さい。

提出先：宮城県農政部みやぎ米推進課
環境対策保全班
TEL:022-211-2845